

令和 7 年度

神奈川県職員採用選考 受験案内 (福祉職【経験者】)

神奈川県ではこのような人と一緒に働きたいと考えています！

①県民目線 (Empathy)	県民全体の奉仕者として、自らの職務に誇りと自覚を持ち、公務に対する使命感と情熱にあふれ、県民目線に立って職務を遂行する人
②アグレッシブ・チャレンジ (Aggressive・Challenge)	常に課題意識を持って積極的に職務に取り組むとともに、社会のニーズや課題を先取りし、前例にとらわれず、アグレッシブにチャレンジする人
③プロフェッショナル (Professional)	高い専門性と業務遂行能力、知識・思考力等により課題解決につなげることができる人

＜福祉職【経験者】採用選考の概要＞

採用予定人員

10 人

職務の内容

児童福祉施設や障害者支援施設等における介護を伴う生活支援業務、児童相談所や保健福祉事務所等における児童・障がい・生活保護・精神保健等の相談・心理判定業務等

※職務に応じて、夜勤・宿直等あり。

採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日（原則）

申込期間（受信有効）

令和 7 年 7 月 7 日（月）午前 9 時から同年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで

- ◎ 選考実施に関して変更等がある場合には、職員採用選考に関する緊急のお知らせ
(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/kinkyu_r07.html) に掲載します



ので、適宜、御確認ください。

- ◎ フルタイムの経験だけではなく、週 29 時間以上かつ継続勤務 6 か月以上のパートタイム勤務の経験も、3/4 換算した上で必要な職務経験年数に加算することが可能です。

- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。

（電子申請により申込みができない方は、8 月 4 日（月）正午までに福祉子どもみらい局総務室総務グループ〔電話(045)210-3615〕に必ず御連絡ください（土日祝日を除く。）。）

1 受験資格

受験資格
次の(1)から(3)の要件を全て満たす人 (1) 昭和 39 (1964) 年 4 月 2 日から平成 7 (1995) 年 4 月 1 日までに生まれた人 (2) P. 4 に掲げる学歴区分に応じた期間の民間企業等の職務経験を有する人 (令和 8 (2026) 年 3 月までに該当期間に達する人を含む。) (3) 社会福祉法第 19 条の社会福祉主事の任用資格 (注 1) を取得後、地方公共団体や社会福祉施設等における生活支援業務、相談業務、ケースワーク業務等の職務経験 (以下、「福祉経験」という。) を 5 年以上 (令和 8 (2026) 年 3 月までに 5 年になる人を含む。) 有する人 ※(2)の「民間企業等の職務経験」期間には、(3)の「福祉経験」期間を含めて算定してください。 ※(2)及び(3)の職務経験の算定方法等については、P. 3 (注 2～6) に詳細を記載していますので御確認ください。

- ◎ 受験を希望する外国籍の方は、P. 8 「受験を希望する外国籍の方へ」を御覧ください。
- ◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ・禁錮 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和 4 年法律第 68 号) 施行以降は「拘禁刑」) 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人 (心神耗弱を原因とするものを除く。)
- ◎ 現在、神奈川県職員 (任期の定めのある職員を除く。) である人は、この選考の申込みはできません。

(注 1) 社会福祉法第 19 条の社会福祉主事の任用資格を有する人

- (1) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3 科目以上を修めて卒業した人

指定科目は、ホームページ (https://www.pref.kana_d_gawa.jp/docs/s3u/saiyou/daisotu_fukusi.html) で確認してください。指定科目と履修科目の科目名称が完全に一致していない場合は、受験資格を認めません。ただし、科目名称が完全に一致していない場合でも、次の①～④のいずれかの場合には受験資格を認めます。

- ①科目名称が読替えの範囲に合致する場合
- ②履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合
- ③社会福祉主事任用資格取得を証明する書類を大学が発行する場合
- ④履修科目の教育内容に読替えに必要な教育内容が全て含まれていると客観的に確認できる場合

※上記①～③により受験資格が確認できない場合に限りです。

※履修科目のシラバス等において、当該科目の教育内容に、「社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」 (令和 2 年 3 月 6 日付け社援発 0306 第 28 号) に示されている読替えに必要な教育内容が記載されていない場合は受験資格を認めることはできません。読替えの範囲に含まれるか疑義がある場合は、大学等による証明が提示されたときのみ受験資格を認めま

す。

(2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人

(3) 社会福祉士又は精神保健福祉士

(注2) 「民間企業等の職務経験」及び「福祉経験」は、社員・職員（正規・非正規は問いません。週当たりの勤務時間が 29 時間以上の人）が該当します。として、6 ヶ月以上継続して就業していた期間が該当します（産前産後の出産休暇を除き、在職中に 3 か月以上職務に従事していない期間は換算できません。）。職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。

(注3) 「民間企業等の職務経験」及び「福祉経験」は、月初から月末までを 1 か月と換算し、1 か月未満の端数は、その端数を全て合算して、30 日をもって 1 か月と換算します。さらに 1 か月未満の端数が生じたときは、これを 1 か月とみなします。なお、週当たりの勤務時間が 29 時間以上かつ勤務形態がパートタイム（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員・正規職員）に比べて短い勤務形態）の場合は、職務経験年月（月に換算）と日にそれぞれ 3/4 を乗ずるものとします。

(注4) 「民間企業等の職務経験」には、公務員、法人職員（社会福祉法人、NPO 法人等）又は自営業等の職務経験を含めます。また、国際貢献活動（青年海外協力隊等の非営利団体を通じた海外での活動）に継続して 1 年以上従事した経験も通算できます（海外留学の経験は通算できません。）。

(注5) 「福祉経験」には、公務員、法人職員又は社会福祉施設等の職務経験を含めます。

(注6) **合格発表後、職務経験期間を確認するために職務経歴証明書を提出していただきますが、これにより受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。**

学歴区分		学歴免許等の資格	民間企業等の職務経歴
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	6 年
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程(標準修業年限 2 年以上に限る。)の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
	(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 国立看護大学校看護学部の卒業 ウ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 エ 海上保安大学校本科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による専修学校(修業年限 3 年以上の専門課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 エ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 オ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	7 年
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了 イ 学校教育法による専修学校(修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の卒業 エ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 オ 航空保安大学校本科の卒業 カ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 キ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	8 年
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	9 年
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限1年以上の専門課程で年間授業時間数が 800 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	9 年
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第 76 条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限 3 年以上の高等課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	10 年
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 学校教育法による専修学校(修業年限 2 年以上の高等課程で年間授業時間数が 680 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	11 年
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第 76 条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 学校教育法による専修学校(修業年限1年以上の高等課程で年間授業時間数が 800 時間以上のものに限る。)の卒業 ウ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	13 年

2 選考の方法

種 目		方 法	内 容	配 点	時 間
第1次選考	経験小論文 考 査	記述式 1 題必須解答 800 字程度	社会福祉施設等の職務経験に関する小論文考査	100 点	電子申請システムにより提出
第2次選考	口 述 考 査	職務面接 1 回	職務経験を通じて得た専門的知識・実務能力等についての考査	100 点	1 人 約 30 分
	人 物 考 査	個別面接 1 回	人柄、性向等についての考査	200 点	1 人 約 20 分

3 選考の日時、場所及び合格発表

種 目		日 時	場所等	合格発表
第1次選考	経験小論文 考 査	受付期間 令和7年8月29日（金）から 9月16日（火）午後5時まで （受信有効）	電子申請で提出	第1次選考合格者発表 10月上旬（予定） <u>合否にかかわらず、文書で通知します。</u>
第2次選考	口 述 考 査 及 人 物 考 査	令和7年 11 月 1 日（土）、 2 日（日）のいずれか指定する1日 （日時は、第1次選考合格通知に記載します。）	神奈川県職員キャリア開発支援センター （横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1） （詳細は、第1次選考合格通知に記載します。）	最終合格者発表 11月中旬（予定） <u>合否にかかわらず、文書で通知します。</u>

（注1）受付通知、経験小論文考査の論文題、答案用紙等の関係書類は、8月29日（金）までに電子申請システムに登録します。登録が完了したらメールでお知らせしますので、電子申請システムにログインしてダウンロードしてください。

（注2）受験番号は受付通知に記載します。

（注3）第1次選考の受付期間中に答案用紙の電子申請システムへの登録がなかった場合は、辞退したものとみなします。（受付期間を過ぎて提出された経験小論文は、一切採点しません。）

（注4）第2次選考当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

（注5）第2次選考当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

（注6）第2次選考当日、人物考査の参考とするため、性格等について、質問紙法による検査を実施します。

4 第2次選考当日の注意事項

- ◎ 次のものを忘れないでください。
 - ・ボールペン ・腕時計（計時機能だけのものに限る）
- ◎ ペットボトル等のゴミは、選考会場や駅周辺等に捨てずに各自持ち帰ってください。
- ◎ 携帯電話やスマートウォッチ等外部との通信が可能な機器類を考査時間中に操作することは禁止します。
- ◎ 試験係員の指示に従わない場合は、失格となることがあります。
- ◎ 温度調節のできる服装でお越しください。

5 合格者の決定方法等

- ◎ 考査種目ごとに合格最低基準がありますので、一種目でも当該基準に達しない場合、不合格となります。
- ◎ 第1次選考合格者は、第1次選考の得点の高い順に決定し、最終合格者は、第2次選考の各種目の合計得点の高い順に決定します。
- ◎ 期限内に経験小論文が提出されていない場合は、その後の考査を受験できません。
- ◎ 受験資格がないこと又は虚偽の申告等が判明した場合は、その後の考査を受験できません。合格している場合は合格を取り消します。

6 合格発表の方法について

第1次選考及び最終合格の発表は、可否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

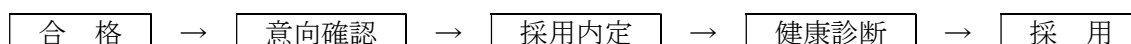
※ 可否についての電話によるお問合せには応じられません。

7 選考結果の通知について

	対象者	通知内容	通知方法
第1次選考	第1次選考の 不合格者	順位、種目別得点及び合格最低 基準に満たなかった種目	選考結果の「通知書」に掲 載します。（電子申請の返 信文書又は郵送）
最終結果	第2次選考 受験者全員		

8 合格から採用まで

- ◎ 合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。なお、受験資格の確認において、受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。
- ◎ 外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。
- ◎ 採用は、原則として令和8年4月1日となります。採用されると、行政職給料表（1）又は福祉職給料表の職務の級2級相当の主事となります。



9 勤務条件

- ◎ 給与の月額、次のとおりです（令和7年4月1日現在）。
 - ・ 大学を卒業と同時に社会福祉主事任用資格を取得し、その後社会福祉施設等における福祉経験が6年の場合 約265,000円
 - ・ 高校を卒業後、都道府県知事が指定する養成機関（2年課程）を修了と同時に社会福祉主事任用資格を取得し、その後社会福祉施設等における福祉経験が15年の場合 約300,000円
 - ・ その他に学歴又は職歴がある人は、この額に一定の基準で算出された額が加算されます（採用時の給与の月額の上限は、約379,000円です。）。
 - ・ これらの額には、地域手当が含まれています。
 - ・ このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
 - ・ 採用に伴い住居を移転し、一定の要件を満たした場合、引っ越し代として移転料が支給されます。
 - ・ 上記にかかわらず、60歳に達した日後の最初の4月1日以降、給与の月額は7割水準となります。
 - ・ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。
- ◎ 主な休暇制度等は次のとおりです。
 - ・ 年次休暇（1年につき20日）、夏季休暇（5日）、慶弔休暇、不妊治療休暇、出産休暇、子の看護等休暇、育児休業、育児部分休業、子育て部分休暇、介護休暇など
 - ・ フレックスタイム制度、時差出勤制度、育児・介護職員向け週休3日制度など
- ◎ 受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は、敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。
- ◎ 職務に応じて、夜勤・宿直があります。

10 個人情報の取扱い

本選考の実施に際して収集した個人情報及び採用選考の結果については、人事委員会及び任命権者において、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

受験を希望する外国籍の方へ

受験を希望する外国籍の方は、次の事項に注意してください。

1 考查問題・選考の方法は、日本国籍の人と同一です。

経験小論文考查は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。

また、口述考查及び人物考查における面接並びに性格検査は全て日本語での質問・応答になります。

2 外国籍の人は、知事が定める一部の職務（県民等に対して身体・財産等の権利を制限することとなる職務など）を除いた職務を採用後担当します。

以上の事項を考慮の上、受験の申込みをしてください。

なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、神奈川県福祉子どもみらい局総務室総務グループ〔電話(045)210-3615〕までお問い合わせください。

身体障がいなどにより受験上の配慮を希望する方へ

- ・ 車イスの使用を必要とする人は、着席場所等について配慮をします。
- ・ 聴覚に障がいのある人で手話通訳を必要とする人、点字による申込みを希望する人、その他身体障がい等のため受験上の配慮を必要とする人は、御相談に応じますので、あらかじめ御連絡ください。

上記のことを希望する方は、申込期間中に、神奈川県福祉子どもみらい局総務室総務グループ〔電話(045)210-3615、FAX(045)210-8831〕まで必ず連絡してください。

申込方法等

- ◎ 必ず電子申請で申し込んでください。（電子申請により申込みができない方は、8月4日（月）正午までに神奈川県福祉子どもみらい局総務室総務グループ〔電話(045)210-3615〕に御連絡ください（土日祝日を除く。）。）

申込方法	1 神奈川県職員採用選考のお知らせ（福祉職【経験者】）ページから、履歴書ファイル（Excel ファイル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。  <u>URL</u> https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f7x/saiyou/r7fukushi-keikensya-.html 2 同ホームページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録した ID を利用して e-kanagawa 電子申請システムにログインし、1 で作成した履歴書ファイル・顔写真・受験資格が分かる証明の写しを登録し、受験申込みを行ってください。 3 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。<u>申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県福祉子どもみらい局総務室総務グループまで御連絡ください。</u> ※ 詳しくは、神奈川県職員採用ホームページ（電子申請による申込み）を御覧ください。 <u>URL</u> https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/senkou/entry.html 
申込期間等	令和7年7月7日（月）午前9時から同年8月8日（金）午後5時まで（受信有効） ※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。 ※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
添付書類	1 入力済みの履歴書ファイル（神奈川県職員採用選考のお知らせ（福祉職【経験者】）ページからダウンロードし、必要事項を入力してください。） 2 顔写真（申込日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向きの本人と確認できるもの）を用意してください。） 3 受験資格が分かる証明の写し（履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書、社会福祉士登録証等）
受験申込み上の注意	・全て日本語で入力してください。 ・住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。

【第2次選考会場】

神奈川県職員キャリア開発支援センター

横浜市栄区小菅ヶ谷 1-2-1 JR京浜東北線・根岸線本郷台駅下車徒歩3分

案内図



- ※ 電車の所要時間等については、時刻表等でお調べください。
- ※ 選考会場へのお問合せは、御遠慮ください。
- ※ 選考会場への車での御来場は御遠慮ください。

【問合せ先】

神奈川県福祉子どもみらい局総務室総務グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話 (045) 210-3615 FAX (045) 210-8831